

医 第 1156 号 の 5
令和 2 年 11 月 19 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部 長	様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長岡技術科学大学 長	様
長岡工業高等専門学校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について（通知）

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年新潟県条例第 88 号）
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 3 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部（学科）関係者に周知願います。

担当：医務薬事課薬事指導係
平山

TEL：025-280-5188

FAX：025-280-5641





発 行 新 潟 県

号 外 1

令和2年11月19日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

1209 知事指定薬物の指定（医務薬事課）

告 示

◎新潟県告示第1209号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和2年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート（通称名：MDMB-4en-PINACA）及びその塩類
- (2) 1-{2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパ-2-エン-1-イル]ピペラジン-1-イル}ブタン-1-オン（通称名：2-methyl-AP-237）及びその塩類
- (3) N, N-ジエチル-2-[[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]エタン-1-アミン（通称名：Isotonitazene）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和2年11月20日